

# 指定通所介護 運営規程

社会福祉法人 すみれ福祉会

デイサービスセンター 三木すみれ園

## 指定通所介護事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人すみれ福祉会が開設する指定通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター 三木すみれ園
- (2) 所在地 兵庫県三木市志染町青山7丁目1-18

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（併設施設等の施設長又は通所介護従業者と兼務）  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- (3) 介護職員 4名以上  
介護職員は利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- (4) 看護職員 1名以上  
看護職員は主に利用者の健康管理や療養上の世話を行うが、日常生活上の介護、介助等も行う
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日40名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 給食サービス
- (2) 入浴サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) 生活相談(相談・援助等)
- (5) 健康チェック
- (6) レクリエーション
- (7) 個別的及び集団的機能訓練指導
- (8) 栄養改善指導
- (9) 口腔機能向上指導

(指定通所介護の利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。(厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。)

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又はサービス費用基準額を超える費用
- (3) 食材料費
- (4) オムツ代
- (5) 前項に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項第 1 号から第 5 号までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、三木市、小野市、神戸市西区を区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

（1）入浴サービスを利用する際の留意事項

入浴前、看護職員による体温、血圧などのチェックにより体調不良の場合、入浴サービスを中止することがある。

（2）機能訓練サービスを利用する際の留意事項

機能訓練機器を使用する場合には、利用方法をできる限り周知し、事故のないよう機能訓練指導員、介護職員の管理のもとで行うものとする。

（3）送迎サービスを利用する際の留意事項

定期的な送迎コースを交通の安全性、効率性を考慮し設定しているため、自己の都合でそれを変更しないものとする。また、乗降の際は足元に気を付けて、介護職員の指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 指定通所介護事業者は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合のため、あらかじめ施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法、その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第 12 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等）

第 13 条 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(指定通所介護の取扱方針)

- 第14条 通所介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 3 指定通所介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
  - 4 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
  - 5 自ら前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(勤務態勢の確保等)

- 第15条 指定通所介護事業者は、利用者に適切な指定通所介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 指定通所介護事業者は、当該施設の職員によって指定通所介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
  - 3 指定通所介護事業者は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。
  - 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護サービスを提供できるよう、従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を提供しなければならない。
  - 5 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(人格の尊重)

- 第16条 指定通所介護事業者は、事業の利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

(秘密保持等)

- 第17条 指定通所介護事業に従事する職員及び職員であった者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 指定通所介護事業者は、福祉サービスを提供している者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策・業務継続計画の策定等)

第 19 条 指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 指定通所介護事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 利用者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 指定通所介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善案を施設に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果については従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

- 2 指定通所介護事業者は、サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第 22 条 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備しその完結の日から 5 年間保存する。
- 2 事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
  - 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人すみれ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日より施行する。